

29 一般会計から特別会計への繰入状況	165
30 公的資金補償金免除繰上償還明細書及び実施要綱	167

一般会計から特別会計への繰入状況

	H20			H19			H18		
	繰入金	基準内	基準外	繰入金	基準内	基準外	繰入金	基準内	基準外
国民健康保険事業特別会計	3,945,280	3,296,353	648,927	5,232,149	3,719,797	1,512,352	3,586,977	3,388,950	198,027
食肉処理場事業特別会計	213,808		213,808						
卸売市場事業特別会計予算	115,704	115,704		72,551	72,551		72,548	72,548	
土地造成事業特別会計	900,000		900,000	700,000		700,000	200,000		200,000
土地区画整理事業特別会計	37,357		37,357						
住宅改修資金貸付事業特別会計									
住宅新築資金貸付事業特別会計									
宅地取得資金貸付事業特別会計									
駐車場管理事業特別会計	2,801		2,801	13,118		13,118	2,560		2,560
老人保健特別会計	294,950	294,950		2,989,809	2,989,809		2,901,070	2,901,070	
下水道事業特別会計	6,214,386	5,408,353	806,033	6,299,410	5,444,385	855,025	6,201,121	5,468,619	732,502
漁業集落排水事業特別会計	60,703	37,124	23,579	60,555	23,918	36,637	78,383	25,128	53,255
農業集落排水事業特別会計	72,572	48,116	24,456	65,800	33,262	32,538	64,120	27,152	36,968
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	21,517	21,517		37,636	37,636		35,248	35,248	
介護保険事業特別会計	3,769,744	3,769,744		3,547,815	3,547,815		3,457,981	3,457,981	
後期高齢者医療特別会計	3,740,293	3,740,293							
合 計	19,389,115	16,732,154	2,656,961	19,018,843	15,869,173	3,149,670	16,600,008	15,376,696	1,223,312

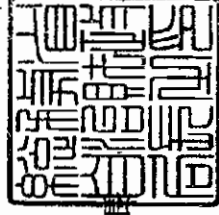
	H17			H16		
	繰入金	基準内	基準外	繰入金	基準内	基準外
国民健康保険事業特別会計	3,102,251	3,003,795	98,456	3,538,807	3,163,619	375,188
食肉処理場事業特別会計				65,313		65,313
卸売市場事業特別会計予算	77,564	77,564		122,280	122,280	
土地造成事業特別会計	200,000		200,000	700,000		700,000
土地区画整理事業特別会計						
住宅改修資金貸付事業特別会計						
住宅新築資金貸付事業特別会計						
宅地取得資金貸付事業特別会計						
駐車場管理事業特別会計	1,794		1,794	83,633		83,633
老人保健特別会計	2,653,993	2,653,993		2,477,100	2,477,100	
下水道事業特別会計	6,352,087	5,797,447	554,640	7,791,034	6,847,399	943,635
漁業集落排水事業特別会計	68,633	9,724	58,909	81,180	9,725	71,455
農業集落排水事業特別会計	87,194	14,550	72,644	96,847	11,975	84,872
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	18,042	18,042		3,830	3,830	
介護保険事業特別会計	3,413,014	3,413,014		3,257,179	3,257,179	
後期高齢者医療特別会計						
合 計	15,974,572	14,988,129	986,443	18,217,203	15,893,107	2,324,096

平成20年度 補償金免除繰上償還明細書

会 計	資 金 区 分	借入年度	件数	利率	繰上償還額 (千円)
一 般 会 計	旧資金運用部資金	S60～H2	19件	6.05%～6.7%	1,306,993
	旧簡易生命保険資金	S58～S59	6件	7.1%	99,609
	公営企業金融公庫資金	H元～H3	12件	6.15%～6.85%	103,137
	小 計		37件		1,509,739
住宅新築資金貸付事業特別会計	旧簡易生命保険資金	S58～S59	2件	7.1%	19,829
	小 計		2件		19,829
宅地取得資金貸付事業特別会計	旧簡易生命保険資金	S58～S59	2件	7.1%	12,334
	小 計		2件		12,334
下 水 道 事 業 特 別 会 計	旧資金運用部資金	S60～H2	3件	6.2%～6.6%	2,449,922
	公営企業金融公庫資金	S60～H3	10件	5.4%～6.7%	2,228,804
	小 計		13件		4,678,726
合 計			54件		6,220,628

総財地第197号
総財公第116号
平成19年8月7日

各都道府県知事
各指定都市市長
殿



総務省自治財政局長

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等
実施要綱について（通知）

標記について、別添のとおり定めましたので通知します。
本要綱については、郵政行政局及び財務省理財局と調整済みであるこ
とを申し添えます。
また、本要綱に定める財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画の
様式等については、別途通知します。
なお、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対しても周知さ
れるようお願いいたします。

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱

地方財政法附則第33条の9及び地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく年利5%以上の旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金(平成4年5月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る。)又は公営企業金融庫資金(平成5年8月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る。)の繰上償還(公営企業金融庫資金の公営企業借換債を含む。以下「繰上償還」という。)については、別途定める財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合において、下記の条件を充たすものを対象とするものとする。

ただし、旧資金運用部資金又は旧簡易生命保険資金については、財政力指数が1.0以上の団体は対象としない。

記

1 普通会計債

普通会計(地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外を含む。)に属する地方債をいう(地方債計画上の起債区分では公営企業債として発行されたもので、公営企業に対する出資債(公営企業類似の第三セクターへの出資債を含む。)、事業の廃止等に伴って一般会計で引き継いだものを含む。)

(1) 年利5%以上の残債

- ① 実質公債費比率が18%以上の団体
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村(合併に関する総務大臣告示済の団体に限る。以下同じ。)及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、実質公債費比率が15%以上の団体

(2) 年利6%以上の残債

- ① 実質公債費比率が15%以上の団体
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下、又は経常収支比率80%以上でかつ財政力指数0.5以下の団体(過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、財政健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれら要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。)

(3) 年利7%以上の残債

- ① 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、経常収支比率が75%以上又は財政力指数0.6以下の団体(過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、財政健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれら要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。)
- ② 実質公債費比率は15%未満であるが、経常収支比率85%以上若しくは財政力指数0.5以下、又は経常収支比率80%以上でかつ財政力指数0.55以下の団体(過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、財政健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。)

体を含む。)

2 公営企業債

公営企業債とは、上水道事業（地方財政法施行令第37条の簡易水道事業を含む。以下同じ。）、工業用水道事業、都市高速鉄道事業（地方公営企業法第2条に定める軌道事業及び鉄道事業をいう。）、下水道事業又は病院事業に係る特別会計（以下「公営企業会計」という。）に属する地方債をいう。

(1) 年利5%以上の残債

- ① 資本費が、別表の基準2の値以上の公営企業会計の公営企業債
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、資本費が別表の基準1の値以上の公営企業会計の公営企業債

(2) 年利6%以上の残債

- ① 資本費が別表の基準1の値以上となる公営企業会計の公営企業債
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業会計で、資本費は別表の基準1の値未満であるが、以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計の公営企業債
 - ・実質公債費比率が15%以上、経常収支比率が85%以上又は財政力指数が0.5以下の団体の公営企業（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらに該当していたが、公営企業経営健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらに該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
 - ・特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
 - ・災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）

(3) 年利7%以上の残債

- ① 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、(2)②に該当しないが、経常収支比率が75%以上又は財政力指数が0.6以下である公営企業会計の公営企業債（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらに該当していたが、公営企業経営健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらに該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
- ② 資本費は別表の基準1の値未満であるが、以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計の公営企業債
 - ・実質公債費比率が15%以上、経常収支比率が85%以上又は財政力指数が0.5以下の団体の公営企業（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらに該当していたが、公営企業経営健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらに該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
 - ・特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
 - ・災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）
 - ・公営企業金融公庫にあっては平成18年度までの借換債随時特例措置分の対象となるもの

3 各数値の基準年度

財政力指数	平成18年度
実質公債費比率	平成18年度又は平成19年度
経常収支比率	平成17年度又は平成18年度
資本費	平成17年度又は平成18年度

なお、一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）に係る実質公債費比率、経常収支比率、財政力指数については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を用いるものとする。）。

また、一部事務組合等に係る資本費については、通常の公営企業債における取扱いと同様に扱うこととする。

4 繰上償還時期

(1) 旧資金運用部資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年3月の定期償還日、年利6%以上7%未満のものについては平成21年3月の定期償還日、年利5%以上6%未満のものについては、平成22年3月の定期償還日とする。

(2) 旧簡易生命保険資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年9月の定期償還日、年利5%以上年利7%未満のものについては、平成22年3月の定期償還日とする。

(3) 公営企業金融庫資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年3月の定期償還日、年利5%以上7%未満のものについては、平成20年3月の定期償還日又は平成20年9月の定期償還日で、別に定める。

5 繰上償還の特例

(1) 1及び2の繰上償還の総額が、旧資金運用部資金にあっては3兆3,000億円程度、旧簡易生命保険資金にあっては5,000億円程度、公営企業金融庫資金にあっては1兆2,000億円程度を超える時は各団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがあるものとする。

(2) 平成20年度以降の繰上償還については、提出された財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の実施状況をチェックした上で、その状況が不当に実施されていないと認められる時は繰上償還を中止、延期又は繰上償還額を調整、減額することがあるものとする。

別表 公営企業の資本費（元利償還金比率）の水準

		資本費（元利償還金比率）	基準 1	基準 2
上水道	用水供給	供給水量当たりの利息＋減価償却費等	59円	71円
	末端給水		88円	106円
	簡易水道	供給水量当たりの元利償還金	140円	168円
工業用水道		供給可能水量当たりの利息＋減価償却費	9.4円	11.2円
下水道	公	有収水量当たりの汚水分元利償還金	132円	158円
	流域	処理水量当たりの元利償還金	19円	22円
都市高速鉄道		(利息＋減価償却費)／料金収入等	67.2%	80.6%
病院		(利息＋減価償却費)／料金収入等	10.9%	13.1%